加美町スポーツ振興活動に係る全国大会出場者に対する助成規定

（目的）

第１条　この規定は、本町に住所を有する個人又は本町に所在地を有する団体がスポーツ振興活動に係る全国大会又はこれに準ずる大会に参加する場合において、町がその必要経費の一部を助成することにより、当該個人又は団体の経済的負担を軽減し、もってスポーツ活動の振興を図ることを目的とする。

（助成対象の大会）

第２条　助成の対象とする大会は、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体等のスポーツ団体が主催又は共催する全国大会とし、地区予選会又は地区選考会を経て出場する場合に限るものとする。

（助成の対象者及び対象経費）

第３条　助成対象となる経費は、前条に規定する大会に係る必要経費とし、大会に前後して行われる親善試合及び練習等に係る経費は助成対象としない。なお、助成対象者および助成対象経費は次のとおりとする。

１　助成対象者　　本町に住所を有する個人（町外スポーツ団体に所属している個人を含む）及び本町に所在地を有する団体

２　助成対象経費

（１）交通費

（２）宿泊費（交際費、飲食費及び親睦会費等は除く。）

（３）参加費

（４）傷害保険代

（５）大会要項で定める必要な経費

（助成の金額）

第４条　助成する金額は、助成対象経費の２分の１以内とし、100,000 円を上限とする。

（助成の申請等）

第５条　助成の申請に係る申請書様式その他事務手続きに関する事項については、加美町補助金交付事務取扱要領に準ずるものとする。

（その他）

第６条　この規定に定めるもののほか、助成の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規定は、平成 15 年４月１日から施行する。

この規定は、令和４年１月１日から施行する。